

屋外広告物禁止路線のお知らせ（鈴鹿市）

（令和5年11月）

現在、鈴鹿市における鉄道及び道路の禁止路線は、高速道路（両側500m以内の区域）のほか下記の路線（両側100m以内の区域）です。（概略図は、裏面をご覧ください）

なお、このことについては、三重県屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定によります。

- 1 **JR関西本線** [高岡町地内の県道四日市鈴鹿線との交差点～木田町地内の市道国分374号線との交差点]
(昭和57年7月1日から施行・最終改正 平成21年4月1日)
- 2 **国道23号中勢バイパス(4工区～7工区)** (平成19年10月1日から施行)
(4工区(鈴鹿(安塚)工区)は令和5年11月19日開通)
- 3 **都市計画道路鈴鹿中央線** [汲川原橋南詰交差点～国道306号線との交差点]
(平成20年2月29日から施行)
- 4 ①**国道306号伊船バイパス** (平成22年4月1日から施行)
②**国道306号伊船バイパス延伸路線** (平成30年10月16日から施行)
(延伸路線は平成31年2月8日開通)
- 5 **県道上野鈴鹿線** [白子町字野瀬地先～サーキット道路(通称)との交差点]
(平成22年5月27日から施行)
- 6 **県道鈴鹿環状線(通称・磯山バイパス)** [市道稻生三丁目332号線との交点から市道磯山四丁目169号線との交点]
(平成26年4月1日から施行)
- 7 **市道御薊149号線** (平成26年4月1日から施行)
- 8 **市道御薊161号線** (平成26年4月1日から施行)
- 9 **市道国府526号線** (平成26年4月1日から施行)

・禁止地域の詳細は、鈴鹿市ホームページ>シティガイド>地理情報>屋外広告物規制区域でご確認ください。

【問い合わせ先】 鈴鹿市 都市計画課 計画・景観G 電話 059-382-9063

